

公益社団法人 日本生物工学会への寄附に対する税制優遇について

公益社団法人 日本生物工学会に対して寄附をした個人あるいは法人には、税制優遇があります。

<公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇>

公益法人に対する寄附は、所得控除の対象となります。

さらに2022年3月6日までにいただいた寄附については、税額控除か所得控除を選択することができます。



根拠条文：所得税法第78条

租税特別措置法第41条の18の3

【控除を受けるための手続き】

本会の発行した「領収書」等を添付して確定申告を行ってください。

領収書は、原則としてご寄附の都度お送りしますので、確定申告の手続きまで大切に保管してください。